



平成30年9月19日

兵庫県議会

議長 松本 隆弘 様

行財政構造改革調査特別委員会

委員長 山本 敏 信



委員会調査報告書

第340回定例県議会において、当委員会に付議された「県の行財政構造改革に関する調査」について調査を行い、その結果を取りまとめたので、次のとおり報告します。

1 はじめに

本県では、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災からの復旧・復興に全力を注ぎ、創造的復興を成し遂げたが、それに要した約1兆3,000億円に上る県債発行と5,000億円を超える県債管理基金の活用は、本県財政に多大の負担をもたらした。そのため、財政の改善を図り、持続可能な行財政構造を確立するため、平成12年2月、平成20年度までを改革期間とした「行財政構造改革推進方策」を策定し、改革に着手した。

その後、デフレ経済の継続、国による三位一体改革、新たな財政健全化指標の導入などの影響で財政環境が更に厳しさを増したことから、取組のさらなる推進を図るため、平成20年10月、「行財政構造改革の推進に関する条例」を制定し、平成30年度を目標年次とした行財政全般にわたる改革に取り組んできた。

本年度は、改革の最終年度に当たることから、6月、第340回定例県議会において当委員会が設置され、これまでの行財政構造改革の取組及び成果を検証するとともに、来年度以降の行財政運営の枠組の調査を実施した。

調査の過程において、各委員等から出された意見は、観点が共通するもの

も多々あるが、具体的方策については多岐にわたっている。このため、すべてをここに列挙することはできないが、当委員会における主な意見を集約し、以下のとおり示すものである。

II 行財政構造改革の検証及び2019年度以降の行財政運営の枠組み(案)に対する意見について

1 行財政構造改革の基本的な方向

(1) これまでの行財政構造改革の取組に対する評価

- ア 「新行革プラン」策定から11年間の取組の結果、収支均衡を達成するとともに、実質公債費比率や県債残高など、行革プランで定めた財政運営目標のすべての指標で概ね目標を達成したことは評価する。
- イ しかし、震災関連県債約3,600億円に加え、行革期間中に財源対策として発行した退職手当債や行革推進債約3,700億円を今後償還していかなければならず、依然として本県の財政状況は厳しい状況にあることから、引き続き歳入・歳出の改善に努める必要がある。

(2) 2019年度以降の行財政運営に対する考え方

- ア 適切な行財政運営を引き続き行い、持続可能な行財政構造を保持するとともに、県民のニーズに的確に応える施策を推進し、県民誰もが豊かさを実感できる兵庫の実現を目指すこと。
- イ 少子高齢化及び人口減少を抑制し、地域からの活力を創造していくため、地域創生への取組を強化すること。
- ウ 全職員が、「兵庫県地域創生戦略」、「兵庫2030年の展望」及び「21世紀兵庫長期ビジョン」を踏まえて、本県が実現を目指すすこやか兵庫の姿・ビジョンを共有すること。
- エ 今後の行財政運営は、今まで以上に市町や県民の意をくみつつ推進すること。
- オ 多様な広報手段を活用し、県民に対して、本県がこれまで行財政構造改革に前向きに取り組んできた経緯と実績、また、今後の行財政運営方針を分かりやすく示し、県民の理解・協力を得て「県民総参加の行財政運営」を推進すること。また、県政全般や地域の取組等についても県民目線にたって分かりやすく情報発信する、戦略的な広報に取り組むこと。

(3) 行財政運営に関する条例案

ア 新条例は、現行の行革推進条例と同様、二元代表制の一翼を担う議会が県民に責任を負って参画する仕組にするとともに、3年ごとを目途に方針の見直しを行うなど、定期的なフォローアップに係る規定を踏襲すること。

イ 適切な行財政運営に県民とともに取り組む姿勢を新条例において示すこと。

(4) 財政フレーム及び財政運営

ア 今後の行財政運営は、財政指標に基づいてフロー・ストック両面から適切な管理を行い、歳入・歳出の取組を強化して着実に県債残高を削減し、県財政のより一層の健全化を図ること。

イ 震災関連県債約3,600億円に加え、行革期間中に財源対策として発行した退職手当債や行革推進債約3,700億円を合わせた合計約7,300億円は、広い意味での震災関連県債として、今後10年間で実質的に削減すること。

ウ 数値目標を達成するための単なる量的なコストカットに終わらせず、無駄のない筋肉質の行財政体質への転換、コストパフォーマンスの改善に努めること。

エ 財政運営の目標において、「除き」の指標や注釈を増やすのではなく、例えば、県債残高については震災関連県債残高の金額を明記するなど、県民が県財政の厳しさや改革の進捗を一目で実感できるような指標の設定を行い、加えて概括的な表現で財政目標や状況を県民に分かりやすい形で示すこと。

オ 財政フレームは、財政運営の目標を定める基盤となるものであり、現実的な県税収入や国がベースラインケースを示していることを考慮するなど、堅実な財政運営の見込みを立てるとともに、毎年度見直すこと。

カ 県庁周辺再整備事業費は、莫大な予算を必要とすることから、できるだけ早期に財政フレームに組み込むこと。

キ 本県の県債残高に占める臨時財政対策債の割合が高いことから、将来的に臨時財政対策債に頼らない財政運営を可能とするため、地方交付税の法定率の引上げや地方税財政の抜本的な改革を進めることを国に要望

する等の取組を進めること。

2 分野別事項

(1) 組織

a 本庁

ア 長期的に安定した組織づくりに取り組むとともに、当面の課題にタスクフォースなどで対応する際は、目標を明確にして権限を付与し、短期間に集中的に取り組む、目標を達成したら組織を解散するなど、実績を効果的に上げる組織づくりをすること。

イ 特に重点化して取り組むべき施策推進のための組織再編や本部体制の設置などを行い、組織の形や名称を通して、県が目指す新たな姿の方向性や重点について県民も共通認識が持てる体制を構築すること。

b 地方機関

ア 阪神南県民センターと阪神北県民局の統合計画について、庁舎の設置場所をはじめ、局内体制や事務所体制などの詳細や、統合による県民生活への影響、具体的なメリット等について検討の上、情報を公開して地元市町や県民の意見を聞き、その理解を得ながら検討を進め、発展的統合を目指すこと。

イ なお、廃止した土木事務所、健康福祉事務所、農業改良普及センター等の出先機関の復活を求める意見もあった。

c 教育事務所

ア 市町との役割分担を見直し、実態としてこれまでと同様の組織が今後とも必要なのか、引き続き検討すること。

イ 過疎地域を抱える市町に一定の配慮を行いながら、市町で対応が可能な事業は市町へ移譲するとともに、県でしかできない事業は本庁に機能や人材を集約し、廃止が可能な事務所から順次廃止を視野に入れた検討をすること。

d 警察

ア 組織の再編・整備は、地域の治安水準、県民の安全・安心にかかわる

重要な事項であることから、住民の意見を聞き、理解を得ながら丁寧に進めること。

イ 事件発生率や警察官一人当たりの担当事件数を踏まえて警察署の定員を増減するなど、弾力的な運用を図ること。

ウ 犯罪の高度化・複雑化など犯罪情勢の変化に的確に対応するため、体制づくりを推進するとともに、優秀な人材の確保や人材の育成に努めること。

(2) 職員

a 定員

ア 定員については、3割削減した現状を維持するだけでなく、行政サービスの低下につながらないように年度ごとに見直しを行い、業務量に応じて真に必要な人員を適切かつ柔軟に配置すること。

イ 超過勤務や勤怠の管理を客観的に行う仕組みを構築すること。それにより負担の多い部署を正確に把握し、業務改善を行った上で、適切な人員配置を行うこと。

ウ 職員の年齢構成の平準化に向け、新規採用、再任用、経験者採用等をバランス良く行うこと。

エ 公社等への県職員派遣により、定数が実質的に削減にならないようにすること。

b 給与

ア 管理職手当の減額については、優秀な職員の確保やモチベーション向上の観点、他の自治体との比較等を踏まえ、削減幅を圧縮するなど見直しを検討すること。

イ 再任用職員のフルタイム勤務化が進められる中、再任用職員のモチベーションの低下や生活の質の急激な低下を招かないよう、再任用職員の給与等について検討すること。

c 多様な働き方の推進

ア ワーク・ライフ・バランスを実現するため、業務削減の徹底、思い切

った職員配置、仕事の進め方の見直し、職員の意識改革等により超過勤務を削減し、長時間労働を是正すること。

イ 職員のモチベーションの維持・向上に向けた研修制度や表彰制度の充実などの取組、職場の風通しをよくする取組とともに、特に、休暇・休業の取得や子育て・介護と仕事の両立支援等について目標を設定し、達成度をもとに改善を図るなど、働きやすい職場づくりに取り組むこと。

d 人材育成

ア 管理職のモチベーションを維持するため、管理職のメリットについて他の業種も参考にして分析を行うなど、管理職の魅力向上に向けて改善を図ること。

イ 女性職員の登用を促進すること。

(3) 行政施策

a 事務事業

(全般)

ア 行革期間中は、県民にとって欠かせない県と市町の共同事業における県負担分の削減など、県行政の立場から事務事業の見直しが進められてきたが、少なからず市町や地域の声に応えられなかったことに留意すること。

イ これまでの行革の取組に一定の区切りを付け、今後は、市町や団体の多様な要望に応え、県民誰もが潤いのある生活を実感できる施策展開及びそのための柔軟な財源措置を図ること。

ウ 県民の福祉や安全に関わる重要な事業は安易に削減するのではなく、財源を確保し、的確に予算を配分すること。

エ すこやか兵庫を目指すために必要な事業はスピード感を持って取り組み、そのために役割を果たした事業やすこやか兵庫の実現につながる事業を廃止するという考え方で事業の選択と集中を図ること。

オ 新たな施策について、実施の是非の判断基準や、廃止された事業に比べて真に優先順位が高いことについて、県議会や県民にその見解を明ら

かにすること。

(個別事業)

ア 各産業分野における技術伝承を支えるため、人材育成等に取り組むこと。

イ 関西3空港懇談会を早期に開催して神戸空港の規制緩和に向けた動きを加速させるなど、関西3空港の最大活用に取り組み、インバウンドの一層の取り込みを図るとともに、神戸市などの空港の地元市町とタイアップした取組を進めること。

ウ 但馬空港について、実現のめどが立たない羽田空港直行便以外の路線開拓など、空港利用者数の増加に向けた新たな検討を始めること。同時に、空港存続に向けた取組を地元自治体が積極的に実施する姿勢を引き出すこと。

エ なお、地域の人手不足対策が深刻であることから、産業立地条例を見直し、雇用創出から雇用の質の改善に取り組むべきという意見もあった。

オ また、圏域間連携により医療提供体制を確保するだけでなく、圏域内で医療資源の充実を求める意見もあった。

(業務改善)

ア AI・IoT、ロボット等のICT技術の活用による業務の効率化を進めるとともに、それらを運用する人材の確保や育成を図ること。

イ 不要な業務の見直しや諸手続の簡素化にもさらに積極的に取り組むこと。

(行政課題の新たな解決方法)

ア 学生の積極的な活用をはじめ、民間資金を活用した官民連携による社会課題解決の仕組であるソーシャルインパクトボンドや、事業者に長期運営権を売却することで逆に自治体が収益を得ることができる手法など、行政課題を解決する新たな手法の導入を積極的に検討すること。

b 投資事業

(全般)

ア 道路、河川等の社会基盤施設の整備は、防災・減災対策や地域創生の

観点から必要であり、大規模改築・更新のための国庫補助予算の獲得努力はもちろんのこと、緊急防災・減災事業債、公共施設等適正管理推進事業債等の有利な財源を活用した別枠措置、加えて、国庫補助とならない道路の補修や河川の草刈りなど日常の維持修繕を適切に行うための県単土木事業費を確保すること。

イ 今後人口が減少する中、将来世代にどの程度の負担が残るかを明らかにし、返済可能能力に応じた投資であることを明確にした上で、事業の実施を検討するとともに、投資事業の評価のあり方について適宜検証すること。

ウ なお、高速道路優先の大型公共事業から自然災害が多発する中で防災・減災型公共事業への転換を求める意見もあった。

(防災・減災対策)

ア 土砂災害特別警戒区域の指定を出来るだけ早期に完了し、土砂災害への備えに万全を期すこと。

イ 豪雨災害をはじめ、人命に関わる自然災害に備えて、ハード面の整備のみならず、住民の確実な避難行動に向けて市町と連携して実効性のある避難訓練を行うなど、ソフト面での対策を強化すること。

c 公的施設

(全般)

ア 県施設について、時代の変化とともに設置当初の役割は果たし終わったのではないかと、なくなるとどう困るのかという観点から常に見直しを行うこと。

イ 県庁周辺再整備は、単に行政のための事業ではなく、県民の利益に資する事業であることをしっかりと周知すること。

(指定管理者制度)

ア 指定管理者制度については、委託費の縮減だけでなく、サービスの向上に繋げる必要があり、これまでの民間事業者による運営について適宜評価を行うとともに、今後も適切な運用を図ること。

イ 指定管理者制度の県営住宅への導入に際しては、入居者への丁寧な

説明を行いながら、適切な運営を図るとともに、指定管理者による現地解決力をアップさせるための権限移譲などを検討すること。

d 試験研究機関

ア 企業や大学等との連携を一層深めるとともに、県内企業・団体や県民等への発信力を強化して研究成果を広く周知すること。また、成果を上げている研究を積極的に評価するとともに、長期的な視点に立って今後の成果が期待される分野への重点的な投資を推進すること。

e 教育

ア グローバル化など社会情勢の変化に対応した教育内容の充実、いじめ・不登校問題への対応、教職員の多忙化対策など、山積する諸課題に的確に対応し、兵庫県ならではの特色ある教育を推進すること。

イ 県立高校の入試制度について、公平な入学者選抜制度の確立と、普通科の単位制における推薦入試の改善を進めること。

ウ 特別支援学校について、知的障害特別支援学校に身体障害を持つ生徒が通えるように再編するなど、多様な障害への対応を進めること。

エ なお、教育施策と教員の働き方改革を推進するため、35人の少人数学級の拡充と教員の定数増を求める意見もあった。

f 公舎・待機宿舎

ア 危機管理上必要な住宅や緊急時へのニーズに対応するための最低限の施設以外は、入居率の向上を図りながら適正な維持管理を行うこと。

g 流域下水道事業

ア 流域下水道事業会計において、施設の老朽化対策等の予算を適切に確保し、先を見据えた計画的な施設更新・維持管理を実施すること。

(4) 公営企業

a 企業庁

ア 経営環境の変化に適切に対応して、あり方を絶えず見直し、今後ともさらなる経営の健全化に向けて引き続き取組を進めること。さらに、新たなニーズに対応した事業として、地元自治体と連携した産業団地の整

備や、福祉、観光等の新たな分野における事業展開を図ること。

イ 新たな開発事業の採算性を検討するに当たっては、現実性のある具体的な収支計画を明確にすること。

ウ 公営企業と一般会計の貸借関係を整理し、県民に誤解されることのない財政運営と、分かりやすい財務諸表の開示を行うこと。

エ 水道用水供給事業について、老朽化対策や広域連携を推進するとともに、水道法改正の動きを注視しつつ、本県の実情を踏まえ、今後の水道用水供給事業のあり方を検討すること。

オ なお、災害時のリスクを考慮して、経済性のみを追求する水道事業の広域化、水道施設の統廃合ではなく、国への予算措置も求めながら、災害に備えたリスク分散を求める意見もあった。

b 病院局

ア 民間では出来ない公的医療機関としての使命を果たすために、高度・先進医療への対応とそれを実現するための人材の確保をはじめ、地方部での小児科・産科不足などの診療科の偏在に対する他の医療機関と連携した対応、地域医療への貢献など、医療機関が抱える現代的な課題に対し、各地域の中核的な医療機関としての役割を担うこと。

イ 県立病院を各地域の中核的な医療機関と位置づけ、県内の自治体病院の再編、ネットワーク化に中長期的視野で取り組むこと。

(5) 公立大学法人兵庫県立大学

ア 更なる発信力の強化を行い、学生をはじめ県民への認知度を高めるとともに、全国的にPRするなど、県外からも兵庫県立大学を目指してもらおうための取組を強化すること。

(6) 公社等

ア 公社等の経営改善に一層に取り組み、県の損失補償等債務額の更なる縮減を推進すること。

イ 公社等において、収益性が求められる事業については運営を民間に

任せること。新西宮ヨットハーバー(株)については、県がいつまでも経営に関与すべきではなく、大幅な見直しを行うこと。

ウ 公社の職員について、例えば、まちづくり技術センターなど、専門性が高く、継続性が求められる分野において、長年の実績と経験を積んだスペシャリストが必要であり、市町から技術的な支援を期待する声も多いことから、人材の育成・確保に努めること。

(7) 長期保有土地

ア 市町と連携し、売却等の処理を進めるとともに、地域創生に資する事業など、より効果的な事業への利活用について検討を行い、県負担の縮減を図ること。

イ 企業庁の進捗調整地について、将来的に県有環境林としての活用を知事部局と協議をする場合は、用地取得や開発当時の経緯、責任のあり方等について検証すること。

ウ なお、進捗調整地について時価評価額を明らかにすることを求める意見もあった。

(8) 自主財源の確保

a 県税

ア 課税対象者である法人や個人の県内定住を維持し、税収を確保するため、行政サービスを充実させるとともに財政状況を更に改善し、県民に信頼される行財政基盤を維持すること。

イ 収入未済額のさらなる縮減に向け、引き続き市町との連携や個人住民税等整理回収チームの強化を進めること。

b 課税自主権の活用

(超過課税)

ア 課税自主権を活用した法人県民税・事業税の超過課税、県民緑税について、課税の必要性や課税を活用した事業の効果・必要性等を検証し、納税者の納得が得られるよう公表・説明するとともに、必要に応じて、

県民ニーズを踏まえ、より効果が高まるよう事業内容の不断の見直しを行うこと。

イ 合わせて、検証結果を踏まえて、来年9月に第9期分の課税期間が終了する法人県民税超過課税は、引き続き賦課する方向で適切な事業内容を検討すること。

ウ 法人県民税超過課税の実施事業としては、企業の女性活躍の推進やワーク・ライフ・バランス実現に資する観点から、国の幼児教育無償化の対象外となる0～2歳児に対する県独自の補助制度を創設するなど、子ども・子育て支援の強化につなげること。

c 資金管理

ア 資金調達及び資金運用の効果的な統制による地方債残高抑制、公債費抑制及び資金運用利回りの改善が財政健全化に重要な役割を果たすことから、今後とも、資金管理委員会の助言も得ながら、効果的かつ有利な資金管理に努めること。

(9) 地方分権の確立に向けた取組

ア 地域の行政課題によりの的確に対応するため、県と市町の役割を十分に踏まえた上で、市町で実施する方が効果的なものは、財源とともに権限を積極的に市町に移譲すること。

Ⅲ おわりに

阪神・淡路大震災からの創造的復興の過程で悪化した財政を立て直すため、執行機関の提案による「行財政構造改革の推進に関する条例」が平成20年度から施行された。この条例に基づき、各分野において平成30年度の目標を定め、毎年度、実施計画の策定、実施状況の報告等を行うとともに、社会経済情勢や国の政策の動向、県の財政状況等を勘案の上、3年ごとに総点検を実施するなど、適切なフォローアップを行いながら行財政全般における改革に全力で取り組んできた。

その結果、平成30年度当初予算編成では、収支均衡をはじめ実質公債費比率等の財政運営の目標を概ね達成するなど、行財政構造改革を着実に成し遂げたところである。

当委員会からは、2019年度以降の行財政運営について、歳入・歳出の取組を強化して着実に県債残高の削減を図ること、これまで以上に市町や県民の意をくみながら推進すること、そして県民誰もが豊かさを実感できる兵庫の実現を目指すことなどをはじめ、組織、定員、給与、事務事業、投資事業、公社など各分野についても、多岐にわたる指摘を行った。

今後は、新たな行財政運営方針に基づき、「兵庫県地域創生戦略」、「兵庫2030年の展望」及び「21世紀兵庫長期ビジョン」を踏まえた、すこやか兵庫の実現に向けた施策を推進していくことが必要である。

しかし、世界経済や日本経済の先行きに不透明感が漂っており、国では、地方一般財源総額を2021年度まで抑制する方針が示されるなど、本県を取り巻く環境は依然として厳しい状況である。国への要望とともに、県自らも不断の見直しを進めていかななくてはならない。

そのためには、県民の理解と協力が不可欠である。これまでの改革の経緯と実績をはじめ、新たな行財政運営方針について県民に分かりやすく示し、理解を得ながら、すこやか兵庫の実現に向けて、県民とともに適切な行財政運営を推進していくことを求める。

別記 1

調 査 の 経 過

- 平成30年 6 月13日 正副委員長互選、運営要領協議
- 平成30年 7 月13日 行財政構造改革の取組及び成果の検証についての説明
- 平成28年 7 月24日 行財政構造改革の取組及び成果の検証における課題と検討
方向についての質疑応答
- 平成30年 8 月17日 行財政構造改革の取組及び成果の検証についての各会派の
意見の表明
- 平成30年 8 月21日 2019年度以降の行財政運営の枠組み(案)の提出及び説明
- 平成30年 8 月29日 2019年度以降の行財政運営の枠組み(案)についての質疑応
答
- 平成30年 9 月 7 日 2019年度以降の行財政運営の枠組み(案)に対する各会派の
意見の表明

別記 2

行財政構造改革調査特別委員会委員名簿（平成30年 6 月13日）

委員長	山本 敏信
副委員長	岸本 かずなお
理事	野間 洋志
〃	加田 裕之
〃	伊藤 勝正
〃	住吉 寛紀
〃	栗山 雅史
委員	竹内 英明
〃	春名 哲夫
〃	内藤 兵衛
〃	石川 憲幸
〃	藤本 百男
委員外議員	入江 次郎

